

令和4年第5回 松野町議会臨時会議事日程 第1号

令和4年11月11日（金）午前9時30分開議

- 1 開 会 宣 言（ : ）
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開 議（ : ）

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 番 議員 ・ 番 議員
2	—	会期の決定 月 日から 月 日までの 日間
3	承認 7	専決処分の承認について（令和4年度松野町一般会計補正予算（第4号））
4	議案 73	令和4年度松野町一般会計補正予算（第5号）
5	発議 2	松野町政治倫理条例の一部改正について

- 5 閉 議（ : ）
- 6 閉 会（ : ）

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、
下記のとおり

記

職名	氏名	職名	氏名
町長	坂本 浩	農林振興課長	小西 亨
副町長	八十島 温夫	町民課長	久保田 忠
教育長	三好 秀二	教育課長	森本 秀行
総務課長	友岡 純	保健福祉課長	瀧本 美樹
ふるさと創生課長	井上 靖		

承認第7号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、裏面のとおりに専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年11月11日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和4年10月12日専決処分 令和4年度松野町一般会計補正予算（第4号）

専 決 処 分 書

令和4年度松野町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月12日専決処分

松野町長 坂 本 浩

令和4年度松野町一般会計補正予算（第4号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

令和4年度松野町一般会計補正予算（第4号）

令和4年度松野町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,498,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月12日専決処分

松野町長 坂 本 浩

令和 4年度松野町一般会計予算に関する説明書
 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		482,400	52,563	534,963
	2. 国庫補助金	336,437	52,563	389,000
歳入合計		4,445,686	52,563	4,498,249

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		818,206	52,563	870,769
	1. 社会福祉費	637,281	52,563	689,844
歳出合計		4,445,686	52,563	4,498,249

1. 総括

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	482,400	52,563	534,963
歳入合計	4,445,686	52,563	4,498,249

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 民生費	818,206	52,563	870,769	52,563			
歳 出 合 計	4,445,686	52,563	4,498,249	52,563			

2. 歳入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	36,209	52,563	88,772	6. 社会福祉総務費補助金	52,563	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金 50,000 ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金 2,563
計	336,437	52,563	389,000			
14 款合計	482,400	52,563	534,963			
歳入合計	4,445,686	52,563	4,498,249			

3. 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	129,366	52,563	181,929	52,563				3. 職員手当等	125	・ 時間外勤務手当 125
								10. 需用費	45	・ 消耗品費 45
								11. 役務費	413	・ 通信運搬費 413
								12. 委託料	1,980	・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム構築委託料 1,980
								18. 負担金、補助及び交付金	50,000	・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 50,000
計	637,281	52,563	689,844	52,563						
3 款合計	818,206	52,563	870,769	52,563						

歳出合計	4,445,686	52,563	4,498,249	52,563						
------	-----------	--------	-----------	--------	--	--	--	--	--	--

令和4年度松野町一般会計補正予算（第5号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 地方債補正
- 4 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第73号

令和4年度松野町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度松野町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,391千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,563,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年11月11日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 4年度松野町一般会計予算に関する説明書
 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		2,051,201	33,875	2,085,076
	1. 地方交付税	2,051,201	33,875	2,085,076
14. 国庫支出金		534,963	18,236	553,199
	2. 国庫補助金	389,000	18,236	407,236
20. 諸収入		62,557	4,180	66,737
	4. 雑入	56,157	4,180	60,337
21. 町債		851,643	9,100	860,743
	1. 町債	851,643	9,100	860,743
歳入合計		4,498,249	65,391	4,563,640

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1, 245, 916	14, 406	1, 260, 322
	3. 戸籍住民基本台帳費	16, 492	14, 406	30, 898
3. 民生費		870, 769	3, 830	874, 599
	1. 社会福祉費	689, 844	3, 830	693, 674
6. 農林水産業費		328, 311	5, 000	333, 311
	1. 農業費	255, 162	5, 000	260, 162
7. 商工費		338, 443	33, 795	372, 238
	1. 商工費	338, 443	33, 795	372, 238
11. 災害復旧費		4, 821	8, 360	13, 181
	3. 文教施設災害復旧費	0	8, 360	8, 360
歳 出 合 計		4, 498, 249	65, 391	4, 563, 640

第 2 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
現年発生単独災害復旧事業債	4, 1 0 0	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内（但し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
合 計	4, 1 0 0			

令和 4年度
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債（ハード事業分）	235,800	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。	240,800	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。

1. 総括

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税	2,051,201	33,875	2,085,076
14. 国庫支出金	534,963	18,236	553,199
20. 諸収入	62,557	4,180	66,737
21. 町債	851,643	9,100	860,743
歳入合計	4,498,249	65,391	4,563,640

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1,245,916	14,406	1,260,322	14,406			
3. 民生費	870,769	3,830	874,599	3,830			
6. 農林水産業費	328,311	5,000	333,311		5,000		
7. 商工費	338,443	33,795	372,238				33,795
11. 災害復旧費	4,821	8,360	13,181		4,100	4,180	80
歳出合計	4,498,249	65,391	4,563,640	18,236	9,100	4,180	33,875

2. 歳入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	2,051,201	33,875	2,085,076	1. 地方交付税	33,875	・ 普通交付税 33,875
計	2,051,201	33,875	2,085,076			
10 款合計	2,051,201	33,875	2,085,076			

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	160,299	18,236	178,535	5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	18,236	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 18,236
計	389,000	18,236	407,236			
14 款合計	534,963	18,236	553,199			

20 款 諸収入

4 項 雑入

1. 雑入	56,157	4,180	60,337	21. 雑入	4,180	・ 公有建物災害共済金 4,180
計	56,157	4,180	60,337			
20 款合計	62,557	4,180	66,737			

21 款 町債

1 項 町債

1. 過疎対策事業債	332,300	5,000	337,300	1. 過疎対策事業債	5,000	・ 過疎対策事業債（ハード事業分） 5,000
6. 災害復旧事業債	2,900	4,100	7,000	2. 社会教育施設災害復旧事業債	4,100	・ 現年発生単独災害復旧事業債 4,100

21 款 町債

1 項 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	851,643	9,100	860,743			
21 款合計	851,643	9,100	860,743			

歳入合計	4,498,249	65,391	4,563,640			
------	-----------	--------	-----------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	16,492	14,406	30,898	14,406				10. 需用費	62	・ 消耗品費 10 ・ 印刷製本費 52
								11. 役務費	1,270	・ 通信運搬費 1,270
								18. 負担金、補助及び交付金	13,074	・ マイナンバーカード普及促進地域振興券発行支援事業費補助金 13,074
計	16,492	14,406	30,898	14,406						
2 款合計	1,245,916	14,406	1,260,322	14,406						

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3. 老人福祉費	194,214	3,830	198,044	3,830				18. 負担金、補助及び交付金	3,830	・ 松野町福祉版応援金 3,830
計	689,844	3,830	693,674	3,830						
3 款合計	870,769	3,830	874,599	3,830						

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

5. 農地費	17,316	5,000	22,316		5,000			14. 工事請負費	5,000	・ 工事請負費 5,000
計	255,162	5,000	260,162		5,000					
6 款合計	328,311	5,000	333,311		5,000					

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 商工振興費	148,671	33,795	182,466				33,795	18. 負担金、補助及び交付金	33,795	・ 観光宿泊事業者応援事業費補助金 33,795
計	338,443	33,795	372,238				33,795			
7 款合計	338,443	33,795	372,238				33,795			

11 款 災害復旧費

3 項 文教施設災害復旧費

1. 社会教育施設災害復旧費	0	8,360	8,360		4,100	4,180	80	14. 工事請負費	8,360	・ 工事請負費 8,360
計	0	8,360	8,360		4,100	4,180	80			
11 款合計	4,821	8,360	13,181		4,100	4,180	80			

歳出合計	4,498,249	65,391	4,563,640	18,236	9,100	4,180	33,875			
------	-----------	--------	-----------	--------	-------	-------	--------	--	--	--

発議第2号

松野町政治倫理条例の一部改正について

松野町政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月11日提出

提出者	松野町議会議員	森岡 健治
賛成者	松野町議会議員	近藤由美子
賛成者	松野町議会議員	加藤 康幸
賛成者	松野町議会議員	山下 智恵

松野町政治倫理条例の一部を改正する条例

松野町政治倫理条例(平成8年松野町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 議員及び町長等又はその配偶者、同居及び2親等内の親族は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条第2項、第180条の5第6項の規定及び「町の発注する事業の請負に関する自粛決議」(平成2年12月27日決議)の趣旨を尊重し、町との請負契約並びに下請工事に対して、いやしくも町民に対し疑惑の念を生じさせるようなことがあってはならない。

2 一定期間にわたる継続的な業務委託契約及び一般物品納入契約は、前項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

松野町政治倫理条例 新旧対照表

現行	改正後
<p>(町の公共事業の契約に対する遵守事項)</p> <p>第6条 議員及び町長等又はその配偶者、同居及び2親等内の親族が経営している企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約並びに町工事の下請工事、一定期間にわたる継続的な業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならない。ただし、松野町契約規則(昭和55年規則第3号)第26条第1項に該当する場合を除くものとする。</p>	<p>(町の公共事業の契約に対する遵守事項)</p> <p>第6条 議員及び町長等又はその配偶者、同居及び2親等内の親族は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条第2項、第180条の5第6項の規定及び「町の発注する事業の請負に関する自粛決議」(平成2年12月27日決議)の趣旨を尊重し、町との請負契約並びに下請工事に対して、いやしくも町民に対し疑惑の念を生じさせるようなことがあってはならない。</p> <p>2 一定期間にわたる継続的な業務委託契約及び一般物品納入契約は、前項の規定を準用する。</p>